

種子法廃止で脅かされる日本の農と食

1. 種子をめぐる国際条約（世界で 72 カ国が批准、日本は 1982 年加盟）

UPOV（ユポフ）1991 年条約「植物の新品種の保護に関する国際条約」

この条約を批准した国は、**育種者の権利を守る国内法**（農民が収穫の中から自分で種子を保存したり、他の農民と交換したりすることを禁ずる法）を整備しなければならない。

2. 日本は、種子法を廃止して公的な種子をなくし、種苗法で農家の自主採種を禁ずる



農家は毎年、種子を買わなければならない

参考
資料 1

種子法が制定されたのは
1952 年(昭和 27 年)5 月

戦中から戦後にかけて食料難の時代を経験した日本が、「二度と国民を飢えさせない」「食料を確保するためには種子が大事」という国の意思を現した『国民の食料安全保障の根幹をなす法律』で、米・麦・大豆の優良な種子を安定的に供給することを都道府県に義務付けていた。農業試験場など都道府県の公的試験研究機関が国から予算を得ていた根拠法でもあった。（同法に基づく補助金は、1998 年に一般財源化され、地方交付税の一部に組み込まれている）

3. 南米やアジアで起きている現実

世界では、企業による種子の独占が進行し、問題が多発。健康被害が広がり、生物多様性が消失している。

参考
資料 2

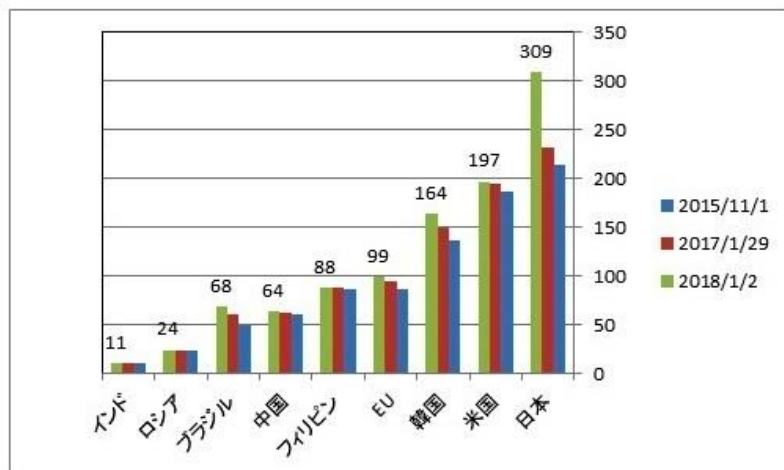
- 民間企業が扱う種子は、企業が特許を持つ遺伝子組み換え種子が主流。企業の都合で、種子の品種や価格、栽培方法などが決められる。
- 農家は毎年、種子と化学肥料と除草剤をセットで買わなければならない。企業とのライセンス契約（全量買取委託契約）に従わないと賠償金をとられる。
- すべての農家が、企業から「監視の対象」（特許侵害ビジネスの餌食）にされている。

なぜ、企業が種子を独占できるようになったのか？

→1971 年アメリカ最高裁が、遺伝子組み換えを行った企業の発明物として「生物特許」を認めたから。

4. バイオテクノロジー企業立国をめざす日本政府

日本は、医薬品、人工甘味料、調味料等の分野で、世界最先端の遺伝子組換え微生物の生産大国になっている。経済産業省が前面に出て、遺伝子組み換えを国策として推進する計画があり、「農林水産省は経済産業省内の一内局にする」と、農林水産省の官僚トップ（奥原事務次官）が公言している。



遺伝子組み換え作物の栽培承認数

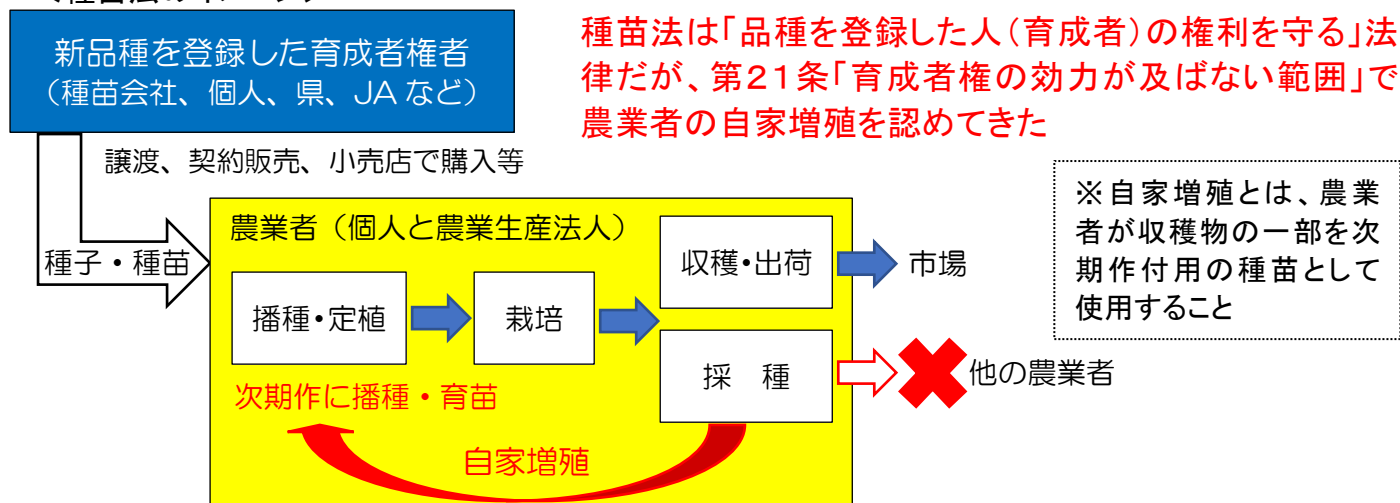
ISAAA（国際アグリバイオ事業団）のデータベースから

日本は世界一、遺伝子組み換え作物の栽培を承認し、いつでも国内で栽培できる準備ができています。

住友化学は 2015 年の「コメ事業計画」で、モンサントとの技術連携で新しい遺伝子組み換えコメと農薬を完成させ、2020 年に 6 万トンを生産する計画を立てている。

農業者の自家増殖を禁止する種苗法のしくみ

<種苗法のイメージ>



種苗法第21条（育成者権の効力が及ばない範囲）

育成者権の効力は、次に掲げる行為には、及ばない。

（第1項略）

- 2 農業を営む者が政令で定めるものが、最初に育成者権者、専用利用権者又は通常利用権者により譲渡された登録品種、登録品種と特性により明確に区別されない品種及び登録品種に係る前条第二項各号に掲げる品種（以下「登録品種等」と総称する。）の種苗を用いて収穫物を得、その収穫物を自己の農業経営において更に種苗として用いる場合には、育成者権の効力は、その更に用いた種苗、これを用いて得た収穫物及びその収穫物に係る加工品には及ばない。ただし、契約で別段の定めをした場合は、この限りでない。
- 3 前項の規定は、農林水産省令で定める栄養繁殖をする植物に属する品種の種苗を用いる場合は、適用しない。

育成者権が及ぶ

「契約で別段の定めをした場合」と

「農林水産省令で定める場合」は、自家増殖できない

「メーカーのライセンス契約」と「農林水産省令で定める品種の拡大」で実質的に自家増殖できないようにして、自家増殖を原則禁止しているUPOV条約に合わせる

<農林水産省令で定める品種の拡大>

1998年に種苗法を全部改正した時は23種類

2013年度「植物新品種の保護・活用に関する懇談会」

自家増殖に育成者権の効力が及ぶ植物の範囲の拡大について検討することが必要

2016年12月の農業資材審議会種苗分科会で209種類を追加し、平成29年度中さらに追加 → 現行356種類へ拡大（日本農業新聞の報道）

<資料2> 南米やアジアで起きているさまざまな問題

1. 在来種が姿を消したパラグアイ

パラグアイで栽培される大豆は、**100%遺伝子組み換え大豆**になってしまった。次第に、遺伝子組み換えでない大豆の種子が手に入らなくなり、これまで使っていた農薬も姿を消し、農業試験場での技術サポートもなくなってしまったため。

2. インドの綿花農家の悲劇

ハイブリッドの綿花種子が蔓延したインドで、農家は**種子と殺虫剤を買うのに借金**を強いられることになった。**農薬使用量は20倍**にもなり、借金地獄に苦しむ農家は、自分たちを苦しめている元凶である農薬を飲んで自殺を図るものが後を絶たない。これまでに**インド中で20万人の農民が自殺**したと推計されている。

3. 汚染された被害者が特許侵害で賠償を求められる

カナダの農夫パーシー・シュマイザー氏は50年以上にもわたって自分で採種し、保存してきた種子を使ってキャノーラ(セイヨウアブラナ)を栽培していたが、1997年にその地域一帯に導入されたモンサント社の「ラウンドアップ・レディ・キャノーラ」という遺伝子組み換え種子によって、彼のキャノーラが汚染されてしまった。

モンサント社は、調査会社に依頼し極秘に彼の農地からキャノーラのサンプルを採取し、それを証拠として「**遺伝子を盗んだ疑い**」で彼を訴えた。2001年3月、裁判所は「モンサント社の特許1313830号を侵害した」とする判決で、「**汚染された側に賠償責任がある**」という決定を下した。

4. 遺伝子組み換え大豆の栽培から病気が多発

アルゼンチンで遺伝子組み換え大豆の栽培が本格化したのは2000年。その2年後から、**がん、不妊、死産、流産、そして出生異常が急速に増えた**という。

5. 誰も食べない遺伝子組み換えコーン

2003年から、除草剤耐性と殺虫毒素を兼ね備えた遺伝子組み換えコーンの栽培がはじまったフィリピンでは、農民たちは収穫したコーンを売るだけでなく、自家消費用にも利用しようとした。ところが遺伝子組み換えコーンは、食べるとお腹をこわすなど、**さまざまな体調不良を引き起こした**。今では誰も食べようとせず、売るだけ。

各国の農民と市民の取組の一部

◎ ラテンアメリカ(コロンビア、グアテマラ、チリ、ベネズエラ、コスタリカ)の農民と市民は、モンサント法案(UPOV 条約に基づく国内法の俗称)に強く抵抗して廃案に追い込み、ベネズエラでは**遺伝子組み換え種子禁止法**を制定させた。コスタリカでは**生物多様性を守る国内法**を成立させた。

◎ ブラジルは、非遺伝子組み換え大豆の生産者組合と政府が手を組んで「自由な大豆プロジェクト」に取り組み、**政府が供給のバックアップと技術サポート**を続けている。

遺伝子組み換えと決別する “GMO フリーゾーン”

遺伝子組み換え作物が栽培されていない地域、存在しない地域、拒否する地域。

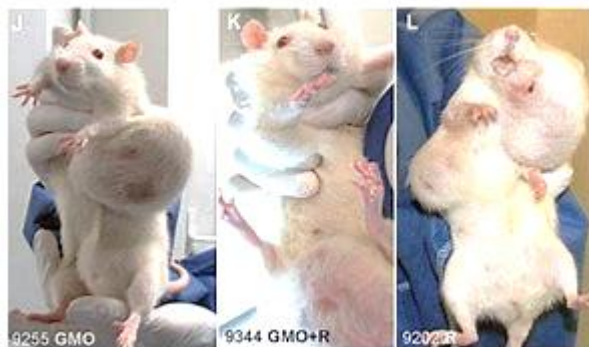
フランスで 1000 を超える自治体、オーストリアとポーランドの全州政府など EU 各国をはじめ、世界中に GMO フリーゾーンが増えている。

「**遺伝子組み換え作物は植えない、売らない、食べない**」ことを、農家や消費者が個々に宣言する草の根運動としても広がっている。

5. 巨大な資本を持つモンサント 発がん性が指摘されているグリホサート

モンサントは、遺伝子組み換え（GM）技術の企業と種子企業の買収を繰り返し、世界の遺伝子組み換え作物の種子の9割を占める巨大企業。

ベトナム戦争で使われた枯葉剤のメーカーで、除草剤「ラウンドアップ」（有効成分：グリホサート）を開発した。農作物も雑草も無差別に枯らす性質を持っていて、EU（欧州連合）では環境に危険だと分類されている。国際がん研究機関（IARC）はグリホサートに発がん性があることを指摘。世界保健機関（WHO）は2015年、「人に対して発がん性をもつ可能性」があると発表している。



モンサントは、ラウンドアップの廃液の中で生きていた微生物の遺伝子を組み込んで、ラウンドアップを使っても枯れない遺伝子組み換え作物の種子のダイズ、トウモロコシ、ナタネ、ワタ、テンサイ、アルファルファ等を開発し、ラウンドアップとのセット販売で儲けを大きくした。

巨大な腫瘍ができたマウス

2012年9月19日、フランス・ルモンド紙で報道された遺伝子組み換え作物の危険性を示した実験結果

※インターネット上には、遺伝子組み換え作物の栽培面積の増加に合わせるように、がんや様々な疾病が増えているといった情報が数知れない。

6. 遺伝子組み換え＋農薬（特にグリホサート）＋殺虫（Bt）毒素への警鐘

- (1) ジェフリー・スミス著「ジェネティック・ルーレット」 2007年
多数の人体への影響や動物に異常をもたらした例を紹介。
- (2) イタリア食品研究所 2008年
殺虫毒素をもつトウモロコシを摂取すると、免疫細胞に影響がある。
- (3) オーストリア・ウィーン大学 2008年
殺虫性と除草剤耐性のあるトウモロコシで、体重が減少。3・4代目の子孫数が減少。
- (4) 米国環境医学会のポジションペーパー 2009年
過去の動物実験を分析すると、①免疫システムへの悪影響、②生殖や出産への影響、③解毒臓器（肝臓・腎臓）への障害がみられる。
- (5) カナダ・シャールブルック大学医療センター産科婦人科の調査 2011年
除草剤やその代謝物、殺虫毒素が妊婦の体内に蓄積し、胎児に移行している。
- (6) フランス・カーン大学のマウス実験（上写真） 2012年
2年に及ぶ長期実験で、①寿命の短縮が特にメスで顕著、②メスは乳がん、③オスは肝機能障害と腎臓の肥大などが目立った。
- (7) エジプト・タンタ医科大学の研究チーム
殺虫性トウモロコシで、腸の粘膜が破壊されるなどの損傷がある。殺虫毒素の直接的な影響と腸内細菌の減少による間接的な影響が疑われる。

ロシアでは2016年に、遺伝子組み換え農作物の栽培を国内で禁ずる法律と、遺伝子組み換え規制法（遺伝子組み換え食品を生産・輸入した場合の罰則規定を含む）を制定した。

また、プーチン大統領は、遺伝子組み換え食品、ジャンク・ファストフード、医薬品、ワクチン等でロシア人民を毒殺する西側諸国のビジネス・モデルを深く憂い、肉体的・精神的に病んだ人民を生み出すことを望んでいないとし、人民を守ることを命じている。

7. 新しい遺伝子組み換え食品の登場

(1) 史上初の遺伝子組み換え動物食品

遺伝子組み換え技術を用いて1年を通して成長ホルモンを分泌するよう改良された「アクアドバンテージ・サーモン」。通常のサーモンより2倍速く成長する。繁殖能力がない。2015年11月19日、アメリカ食品医薬品局(FDA)は、遺伝子組み換え動物食品として初の食用認可を行った。遺伝子組み換えの表示義務はない。



アクアドバンテージのサーモン(左)と、遺伝子組み換えがされていない通常のサーモン(Barnett & Mackay Photography via The New York Times)

スウェーデン・イエテボリ大学「GM サーモンの生態学的影響評価」プロジェクト研究

- 成長が早いと、それだけ環境中の有害物質などの毒素の蓄積が早い
- 成長ホルモンの濃度が高く、がん細胞を刺激する可能性がある

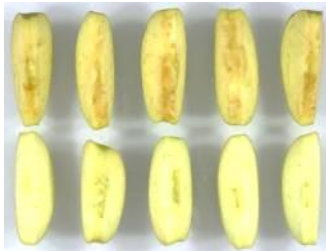
(2) ピンク・パイナップル

トマトやスイカなどに含まれるリコピンを添加したパイナップル。商品名は「ロゼ(Rosé)」。



(3) 切っても時間が経っても変色しないリンゴ

2015年に米国農務省が、「遺伝子組み換えリンゴが米国内の農業や他の植物に危険を及ぼすことはなく、規制撤廃によって人間環境に重大な影響が及ぶこともない」と承認。2017年11月からアメリカ国内のスーパーなどで販売開始。



<アメリカの消費者の声>

「もはや遺伝子組み換え食品が安全だとは誰も思えなくなっている。」

「遺伝子組み換えが危険だという確証はない。しかし、モルモットにされるのはご免だ。」

アメリカで広がる安全な食べもの

アメリカでは、遺伝子組み換え食品と癌やアレルギー、内臓疾患、肥満、糖尿病、自閉症、うつ病、不妊、異常出産などの増加との関連が強く疑われ、食べものを非遺伝子組み換え原料の食品 Non-GMO に替えただけで症状が治まり改善したという例が多数報告されている。

現在は、Non-GMO と有機農産物の売り上げが増え続け、安全な食べもののブームが起きている。



スーパーの陳列棚や商品の包装にも Non-GMO の表示がある

<商品に表示されていなくても注意すべき警告>

遺伝子組み換え作物や微生物を原料にした果糖ブドウ糖液糖、アミノ酸等、人工甘味料などを含む食品の飲食は、あなたにとって癌やアレルギー、内臓疾患、肥満、糖尿病、自閉症、うつ病、不妊、異常出産などの危険性を高めます。

※選べるならば、添加物の少ない方を選ぶのがよい。

8. 世界の流れに逆行する日本

日本は、世界が禁止する方向にあるグリホサートとネオニコチノイド系農薬、トランス脂肪酸などの食品添加物の使用を認め、さらに基準を緩和している。

世界中で問題視され行き場を失った物質と遺伝子組み換え作物・食品が、規制の緩い日本へどんどん入り込み、日本人は世界で一番、遺伝子組み換え作物・食品を消費している。

一方で、日本政府は遺伝子組み換え生産大国をめざしている。

安倍首相は、日本を「世界で最もビジネスしやすい国」と言い、“今だけ・金だけ・自分だけ”しか考えない企業と投資家が日本国内で儲けを追求することを受け入れている。

食の安全性に対する日本の考えも深刻な問題

EU では、安全が確認されないものは【危険】と、三世代先までの安心を考える。

「疑わしいものは許可しない」という『予防原則』の考えに基づく



日本は規制が緩く、EU や他国がダメでも日本は OK
“世界の最終処分場”のように何でも受け入れる

日本は、危険が確認されないものは【影響がない】と国が判断し、企業の利益が優先される。

- ・TPP では「予防原則は貿易の障害だから認めない」
- ・日本の規制は「輸出国の都合」にあうように緩和する
- ・有害だという因果関係が科学的証拠に基づいて立証されなければ、規制しない

●現代病を引き起こす社会毒

添加物などの化学物質、遺伝子組み換え食品、残留農薬、薬品といった多種多様な異物と微量の毒素が次々と体内に入るため、さまざまな病気との因果関係を特定できないことを理由に、いつまでも規制されない。

日本では遺伝子組み換え食品の表示制度を厳格化!?

「遺伝子組み換えでない」と表示できるのは、検査の結果「不検出」である場合に限る！

一見すると消費者のためになりそうだが、輸入大豆やトウモロコシを原料とするメーカーが「意図しない混入があった場合、検出される恐れがある」ことを理由にすれば、実際に「遺伝子組み換えでない」と表示される商品はなくなり、いくら混入してもわからない。

さらに日本はグリホサートの残留基準を大幅に緩和

2017 年 12 月 25 日改正 単位 ppm

	改正前	改正後	変化
小麦	5.0	30.0	6倍
ひまわり	0.1	40.0	400倍
そば	0.2	30.0	150倍
トウモロコシ	1.0	5.0	5倍
大豆	20.0	20.0	—

収穫をラクにする新技術“プレハーベスト”

遺伝子組み換え小麦はアメリカで栽培されていないが、収穫直前にグリホサートを主成分とするモンサント社のラウンドアップをかければ、麦が枯れて軽くなり、収穫も乾燥もラクになる!!

小麦にはグリホサートが大量に残留するようになるが、基準を緩和してしまえばよい!!

アメリカの消費者は、Non-GMO だけでは不十分と考え、有機農産物を選ぶようになっている

9. 世界がめざす新しい道 “アグロエコロジー”

国連食糧農業機関（FAO）は、食糧保障のために必要なのは、「食」を社会の中心に据え生態系の力を引き出して生産し、生態系や農民、女性の権利を守るアグロエコロジーであり、小規模家族農業が世界の未来を拓くとして、2014 年を「国際家族農業年」に設定した。

小規模家族農業と、農薬や化学肥料を使わずに生態系の力を生かすことで近代化農業と同等以上の生産力を発揮できるアグロエコロジーこそ、今後の農業が進むべき道として普及を進めている。

これまで大規模農業を進めてきたフランスは、2014 年に「農業未来法」を制定し、アグロエコロジーを核とした小規模家族農業を推進している。

イギリスにはアグロエコロジーの議員連盟ができ、市民ネットワークもできている。

国連貿易開発会議（UNCTAD）は、“Wake up before it is too late”（手遅れになる前に目覚めよ）という報告書をまとめ、遺伝子組み換え農業などの大規模単一形態を早急に小規模家族農業に転換しなければ気候変動や飢餓の問題で破局的事態が訪れると警告を発している。

世界は戦後に作り出された工業型農業と決別し、小規模家族農業を見直す方向に進んでいる。

10. 日本の農と食を取り巻く現状

- (1) 世界の種子企業・化学企業・医薬企業は互いに手を組んで、健康を害する遺伝子組み換え作物の種子と農薬・化学肥料を広めながら対処薬と医療関連商品などを販売する【不健康がカネになるビジネス】を展開し、日本が最大のターゲットになっている。
- (2) 日本政府は、規模を拡大し生産コストを下げ、輸出して儲けることが【強い農業】だと言い、農業を徹底的に市場経済化（企業の農業参入、市場の自由化、協同組合の解体など）しようとしている。
- (3) 国産農産物の輸出が増え、海外からの輸入が増えれば、日本の食料自給率は下がるばかり。政府は国民の食料安全保障を考えていない。
- (4) 日本国内で遺伝子組み換え作物が栽培されるようになると「国産だから安心」と言えなくなる。しかも、遺伝子組み換え食品の表示制度が有名無実化されて、国民は選ぶこともできない。
- (5) 添加物や農薬などの化学物質、遺伝子組み換え食品などを消費する機会が増えれば、原因が特定できない病気が増え、国民は不健康で不幸な家庭・地域・社会の中で暮らし「少子病人化」する。

<世界と人を救う視点>

- 小規模家族農業が世界の未来を拓く
- 安全が確認されないものは【危険】
- Non-GMO と有機農産物が、人の健康と環境、生物多様性を守る



- ※日本の昭和・高度成長期前までの暮らしが世界の理想に近い
- ※日本に昔からある、ひらがな料理と郷土食が人の体に良い
- ※環境や社会などに配慮したものを選ぶエシカル消費が良い